

(建設業法施行令の一部改正に伴う経過措置)
この政令の施行前に行われた技術検定を不正の方法によって受けた者については、第一条の九の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(地方自治法施行令の一部改正)
地方自治法施行令(昭和二十一年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)の項を削る。

政令第三百十号
子ども・子育て支援法の一部の施行期日を定める政令
内閣は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。
子ども・子育て支援法附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年十月一日とする。

内閣総理大臣 安倍晋三

府令

○内閣府令第六十一号

信用金庫法(昭和二十六年法律第三百三十八号)を実施するため、信用金庫法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年九月十九日

内閣総理大臣 安倍晋三

信用金庫法施行規則の一部を改正する内閣府令

平成二十六年九月十九日

内閣総理大臣 安倍晋三

信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

(定款の記載事項)

第九条の二 信用金庫は、定款に長期間所在が不明である会員の除名に関する事項を定めることができる。この場合において、当該除名の対象は長期間信用金庫の事業を利用しない会員とし、当該除名の対象となる会員の所在が不明であることを確認するための適切な措置を講ずるものでなければならない。

租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
内閣は、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)附則第一条第八号の規定に基づき、この政令を制定する。
租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第一条第八号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年十月一日とする。

財務大臣臨時代理

国務大臣 甘利 明

内閣総理大臣 安倍晋三

子ども・子育て支援法の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年九月十九日 内閣総理大臣 安倍晋三

○内閣府令第八号
労働金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号)の一部を次のように改正する。

第一条の二 労働金庫は、定款に長期間所在が不明である会員の除名に関する事項を定めることができる。この場合において、当該除名の対象は長期間労働金庫の事業を利用しない会員とし、当該除名の対象となる会員の所在が不明であることを確認するための適切な措置を講ずるものでなければならない。

附則

府令・省令

省令

○厚生労働省令第一百六号

薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第一条第十四項及び第七十六条の四の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月十九日

厚生労働大臣 塩崎恭久

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

平成二十六年九月十九日

厚生労働大臣 塩崎恭久

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成十九年厚生労働省令第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中第百四十号を第百五十四号とし、第二百二十四号から第三百三十九号までを十四号ずつ繰り下

げ、第二百二十三号を第三百三十六号とし、同号の次に次一号を加える。

第二条中第百二十二号を第三百三十四号とし、同号の次に次一号を加える。

第三条中第百二十二号を第三百三十六号とし、同号の次に次一号を加える。

第四条中第百二十二号を第三百三十四号とし、同号の次に次一号を加える。

第五条中第百二十二号を第三百三十六号とし、同号の次に次一号を加える。

第六条中第百二十二号を第三百三十六号とし、同号の次に次一号を加える。

第七条中第百二十二号を第三百三十六号とし、同号の次に次一号を加える。

第八条中第百二十二号を第三百三十六号とし、同号の次に次一号を加える。

第九条中第百二十二号を第三百三十六号とし、同号の次に次一号を加える。

第十条中第百二十二号を第三百三十六号とし、同号の次に次一号を加える。

第十二条中第百二十二号を第三百三十六号とし、同号の次に次一号を加える。

第十三条中第百二十二号を第三百三十六号とし、同号の次に次一号を加える。

第十四条中第百二十二号を第三百三十六号とし、同号の次に次一号を加える。

第十五条中第百二十二号を第三百三十六号とし、同号の次に次一号を加える。

第十六条中第百二十二号を第三百三十六号とし、同号の次に次一号を加える。

第十七条中第百二十二号を第三百三十六号とし、同号の次に次一号を加える。

第十八条中第百二十二号を第三百三十六号とし、同号の次に次一号を加える。

第十九条中第百二十二号を第三百三十六号とし、同号の次に次一号を加える。

第二十条中第百二十二号を第三百三十六号とし、同号の次に次一号を加える。

第二十一条中第百二十二号を第三百三十六号とし、同号の次に次一号を加える。

第二十二条中第百二十二号を第三百三十六号とし、同号の次に次一号を加える。

第二十三条中第百二十二号を第三百三十六号とし、同号の次に次一号を加える。

第二十四条中第百二十二号を第三百三十六号とし、同号の次に次一号を加える。

第二十五条中第百二十二号を第三百三十六号とし、同号の次に次一号を加える。

第二十六条中第百二十二号を第三百三十六号とし、同号の次に次一号を加える。

第二十七条中第百二十二号を第三百三十六号とし、同号の次に次一号を加える。

第二十八条中第百二十二号を第三百三十六号とし、同号の次に次一号を加える。

第二十九条中第百二十二号を第三百三十六号とし、同号の次に次一号を加える。

第三十条中第百二十二号を第三百三十六号とし、同号の次に次一号を加える。

第三十一条中第百二十二号を第三百三十六号とし、同号の次に次一号を加える。

第三十二条中第百二十二号を第三百三十六号とし、同号の次に次一号を加える。

第三十三条中第百二十二号を第三百三十六号とし、同号の次に次一号を加える。

第三十四条中第百二十二号を第三百三十六号とし、同号の次に次一号を加える。

第三十五条中第百二十二号を第三百三十六号とし、同号の次に次一号を加える。

第三十六条中第百二十二号を第三百三十六号とし、同号の次に次一号を加える。

第三十七条中第百二十二号を第三百三十六号とし、同号の次に次一号を加える。

第三十八条中第百二十二号を第三百三十六号とし、同号の次に次一号を加える。

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令
は長期間労働金庫の事業を利用しない会員とし、当該会員の対象となる会員の所在が不明であることの確認するための適切な措置を講ずるものでなければならない。

附則

この命令は、公布の日から施行する。

労働金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号)を第六十一号とし、同号の次に次一号を加える。

第四条の二 労働金庫は、定款に長期間所在が不明である会員の除名に関する事項を定めることができ。この場合において、当該会員の対象となる会員の所在が不明であることを確認するための適切な措置を講ずるものでなければならない。

定款の記載事項

第四条の二 労働金庫は、定款に長期間所在が不明である会員の除名に関する事項を定めることができ。この場合において、当該会員の対象となる会員の所在が不明であることを確認するための適切な措置を講ずるものでなければならない。

令

官報

第一条中第五十五号を第六十一号とし、第四十六号から第五十四号までを六号ずつ繰り下げ、第四十五号を第五十号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十一二一(シクロヘキシルメチル)一H—インダゾール—ニカルボキサミド]—三一
メチルブタン酸及びその塩類

第一条中第四十四号を第四十九号とし、第三十七号から第四十三号までを五号ずつ繰り下げ、第三十六号を第四十号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十一二一(四—クロロ—ニ—ジメトキシフェニル)一N—(—フルオロベンジル)エタニアミン及びその塩類

第一条中第三十五号を第三十九号とし、第三十二号から第三十四号までを四号ずつ繰り下げ、第三十一号を第三十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十四 N—エチル—(四—メトキシフェニル)プロパン—ニアミン及びその塩類

三十五 N—エチル—(四—オキソ—フェニルプロパン—ニイル)イソインドリン—ニジオン及びその塩類

第一条中第三十号を第三十二号とし、第二十六号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第二十号を第二十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七 (H—インドール—ニイル)(ニ—ニ—ニ—テトラメチルシクロプロパン—ニイル)メタノン及びその塩類

第一条中第二十四号を第二十五号とし、第十四号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 N—(—アミノ—ニ—ジメチル—オキソブタン—ニイル)一一(シクロヘキシルメチル)一H—インダゾール—ニカルボキサミド及びその塩類

第二条第五号の表インダン—ニアミン、その塩類及びこれらを含有する物の項の次に次のように加える。

N—エチル—(四—メトキシフェニル)プロパン—ニアミン、その塩類及びこれらを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
---	----------------------

(—オキソ—ニイル)イソインドリン—ニイル)エタン	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
---------------------------	----------------------

(—オキソ—ニイル)イソインドリン—ニイル)エタン	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
---------------------------	----------------------

第二条第五号の表二—(ジフェニルメチル)ピロリジン、その塩類及びこれらを含有する物の項の次に次のように加える。

(—メトキシフェニル)一(—フェニルエチル)ビペリジン、その塩類及びこれらを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
---	----------------------

(—メトキシフェニル)一(—フェニルエチル)ビペリジン、その塩類及びこれらを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
---	----------------------

(—メトキシフェニル)一(—フェニルエチル)ビペリジン、その塩類及びこれらを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
---	----------------------

(—メトキシフェニル)一(—フェニルエチル)ビペリジン、その塩類及びこれらを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
---	----------------------

○厚生労働省令第百七号
建築物における衛生的環境の確保に関する法律
(昭和四五年法律第(二十号)第八条第三項及び第十二条の六第一項の規定に基づき、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第八条第三項に規定する指定試験機関等を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十六年九月十九日

厚生労働大臣 塩崎恭久

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第八条第三項に規定する指定試験機関等を指定する省令の一部を改正する省令を次のように改訂する。
第八条第三項に規定する指定試験機関等を指定する省令(平成十六年厚生労働省令第三十二号)の一部を次のように改訂する。

第一条の表財團法人ビル管理教育センター(昭和四十五年八月二十二日に財團法人ビル管理教育センター)という名称で設立された法人をいう。の項中「財團法人ビル管理教育センター(昭和四十五年八月二十二日に財團法人ビル管理教育センター)」を「公益社団法人ビル管理教育センター」という名称で設立された法人をいう。」を「公益社団法人ビル管理教育センター」という名称で設立された法人をいう。以下同じ。」を「公益社団法人全国ビルメンテナンス協会」に改め、同表法第十二条の二第一項第一号に掲げる事業の項中「社團法人全国ビルメンテナンス協会」を「公益社團法人全国ビルメンテナンス協会」という名称で設立された法人をいう。以下同じ。」を「公益社團法人全国ビルメンテナンス協会」に改め、同表法第十二条の二第一項第五号に掲げる事業の項中「社團法人全国ビルメンテナンス協会」を「公益社團法人全国ビルメンテナンス協会」に改め、「社團法人全国建築物飲料水管理協会(昭和五十三年八月三十日以降に開催される法人をいう。)」を「公益社團法人全国建築物飲料水管理協会」に改め、「同表法第十二条の二第一項第七号に掲げる事業の項中「社團法人全国ビルメンテナンス協会」を「公益社團法人全国ビルメンテナンス協会」に改め、「社團法人日本ベストコントロール協会(昭和四十七年三月十三日以降に開催される法人をいう。)」を「公益社團法人日本ベストコントロール協会」に改め、「同表法第十二条の二第一項第八号に掲げる事業の項中「社團法人全国ビルメンテナンス協会」を「公益社團法人全国ビルメンテナンス協会」に改める。

告示

三

○内閣府告示第二百六十号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第十七条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成十二年政令第四十一号)第十五条第一項の規定に基づき、平成十六年内閣府告示第百十七号(内閣府本府の保有する行政文書の開示による権限又は事務の一部について委任した件)の一部を改正する。

平成二十六年九月十九日

厚生労働大臣 塩崎恭久

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第八条第三項に規定する指定試験機関等を指定する省令(平成十六年厚生労働省令第三十二号)の一部を次のように改訂する。

別表死因究明等推進会議事務局の項を削る。

この告示は、平成二十六年九月二十一日から施行する。

○内閣府告示第二百六十一号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第四十六条及び施行令(平成十五年政令五百四十八号)第二十条第一項の規定に基づき、平成十七年内閣府告示第三十一号(内閣総理大臣の所掌に係る行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章第一節から第三節までに定める権限又は事務の一部について委任した件)の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月十九日

内閣総理大臣 安倍晋三

別表死因究明等推進会議事務局の項を削る。

この告示は、平成二十六年九月二十一日から施行する。

○金融庁告示第四十七号

内閣総理大臣 安倍晋三

別表死因究明等推進会議事務局の項を削る。

附則

この告示は、平成二十六年九月二十一日から施行する。

○金融庁告示第四十七号

内閣総理大臣 安倍晋三

別表死因究明等推進会